

○佐賀県警察救急法訓練推進要綱の制定について（例規通達）

平成19年 7 月24日

佐本務発第619号

改正 平成21年 3 月佐本務発第259号、23年 3 月佐本企発第102号

警察における救急法については、佐賀県警察採用時教養実施要綱（平成17年 3 月 9 日佐本務発第188号）等に基づき訓練を実施しているところであるが、警察官に対する救急法に関する訓練を更に推進するため、別添のとおり「佐賀県警察救急法訓練推進要綱」を制定したので、効果的な運用を図られたい。

記

1 制定の趣旨

一次救命処置については、平成17年にILCOR（国際蘇生連絡委員会）において「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」が発表され、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会の監修による「救急蘇生法の指針（改訂版）」が平成18年 6 月に発行され、これを受けて日本赤十字社において、本年 1 月に日本赤十字社救急法等講習規則施行細則を一部改正し、講習体系を見直すなどの措置がとられたところである。

近年、現場において要救護者に対して適切な一次救命処置や応急手当を行うことが第一線の警察官に一層求められているところであり、警察における救急法訓練の推進体制を確立するとともに、訓練の基準等を定めることにより、警察官の救急法に関する知識及び術技の修得を図り、現場において要救護者に対して積極的かつ適切な術技を施し、もって、県民の信頼確保に資することを目的とする。

2 制定の要点

- (1) 救急法訓練推進体制を確立するため、各所属の長を訓練責任者とし、本部にあっては次席（副所長、副隊長、副校長を含む。）を、警察署にあっては副署長（次長を含む。）を訓練推進責任者に指定することとした。
- (2) 赤十字救急法指導員の資格を有する救急法指導者を警務部警務課、警察学校及びその他必要と認められる所属に配置することとした。
- (3) 初任科生を対象とする救急法訓練について、救急法の基礎知識、一次救命処置、応急手当等の訓練の基準を定めた。
- (4) 職務内容に応じ必要と認められる警察官に対し、毎年 1 回以上訓練を実施することとした。
- (5) 救急法指導者の計画的な育成等について定めた。

- (6) 救急法訓練の実施に関し、関係機関及び団体との連携について定めた。
- (7) その他、AEDトレーナー等の救急法訓練に必要な資器材の整備について定めた。

別添

佐賀県警察救急法訓練推進要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、佐賀県警察における救急法訓練を効果的に推進するため、訓練推進体制及び訓練の基準等を定めることを目的とする。

第2 訓練の目的

訓練は、警察官が事件事故等の現場における要救護者に対し、救急隊員や医師に引き継ぐまでの間、適切な一次救命処置及び応急手当等を施すことができるよう、救急法に関する知識、術技の修得及び向上を図ることを目的とする。

第3 訓練推進体制の確立

1 訓練責任者

- (1) 救急法訓練の実施責任者（以下「訓練責任者」という。）は、各所属の長とする。
- (2) 訓練責任者は、所属における救急法訓練を計画的かつ確実に実施する責を負う。

2 訓練推進責任者

- (1) 訓練責任者は、本部にあつては次席（副所長、副隊長、副校長を含む。）を、警察署にあつては副署長（次長を含む。）を訓練推進責任者に指定するものとする。
- (2) 訓練推進責任者は、年間を通じて効果的かつ効率的な訓練計画を定め、実効ある訓練の実施に努めなければならない。

3 救急法指導者

- (1) 救急法指導者は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づき、日本赤十字社佐賀県支部（以下「日赤支部」という。）が実施する指導員養成講習等の課程を修了した、赤十字救急法指導員の資格を有する原則として警部補以上の階級又は同相当職にある者とし、警務部警務課、警察学校及びその他必要と認められる所属に救急法指導者を配置するものとする。
- (2) 救急法指導者は、それぞれの所属における救急法訓練指導に当たるとともに、警務部警務課の救急法指導者等は、警察署等に対する計画的な巡回指導を行うものとする。

第4 訓練の基準

- 1 警察学校における初任科生を対象とする救急法訓練は、下記の事項に関する知識及び

術技の修得を目的とし、訓練の実施に当たっては、救急法指導者又は赤十字救急法指導員の資格を有する部外講師の指導の下で、日本赤十字社の救急法基礎講習教本及び救急法救急員養成講習教本に準拠して行うものとする。

(1) 救急法の基礎知識

- ア 救急法の意義
- イ 救急法を実践する際の心得
- ウ 手当の基本（周囲及び傷病者の観察、体位、保温）
- エ 傷病者への接し方
- オ 現場での留意点
- カ ショックについて

(2) 一次救命処置

- ア 一次救命処置の意義
- イ 一次救命処置の手順
- ウ 心肺蘇生法
- エ 気道確保
- オ 人工呼吸
- カ 心臓マッサージ
- キ AEDを用いた除細動
- ク 気道異物の除去

(3) 応急手当

- ア 急病の症状及び手当の基本
- イ きず及び骨折の種類と手当の基本
- ウ 各部のけがの種類と手当の基本
- エ 特殊なけがの種類と手当の基本
- オ きずの手当（止血法、包帯法）
- カ 骨折の手当（固定法）
- キ 搬送法
- ク 救護（想定に基づく総合的な訓練）

2 訓練責任者は、地域部門、交通部門等、職務内容に応じ救急法の訓練が必要と認められる警察官に対し、救急法に関する最新の内容の知識及び術技の修得を図るため、救急法指導者の指導の下に、一次救命処置、応急手当等の訓練を毎年1回以上実施するもの

とする。

- 3 警務課長は、各所属における個々の救急法訓練の実施状況を把握し、計画的かつ確実な訓練実施のために必要な指導を行うものとする。

第5 救急法指導者の計画的育成等

- 1 救急法指導者を育成するため、指導者として適性を有すると認められる者に対して、赤十字救急法指導員資格の取得に必要な講習、専科等を受講させ、救急法指導者を計画的に育成する。
- 2 救急法に関する最新の内容の知識及び術技の修得を図るため、救急法指導者を赤十字救急法指導員資格の継続要件とされている日赤支部主催の研修会へ参加させるものとする。

第6 関係機関及び団体との連携

- 1 救急法訓練の実施に関し、日赤支部、医療機関等（以下「日赤支部等」という。）の関係機関及び団体と緊密に連携を図るものとする。
- 2 訓練責任者は、必要と認められる場合には、日赤支部等の協力を得て、救急法の指導について専門的知識及び技能を有する者を招へいし、訓練を実施するものとする。

第7 その他

関係所属長及び訓練責任者は、AEDトレーナー等の救急法訓練に必要な資器材の整備を図るものとする。